

国地契第111号
国官技第298号
国営管第490号
国営計第124号
国港総第526号
国港技第122号
国北予第54号
平成25年3月26日

大臣官房官庁営繕部 各課長
各地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長
港湾空港部長
北海道開発局 事業振興部長
営繕部長 あて

大臣官房
地方課長
技術調査課長
官庁営繕部管理課長
官庁営繕部計画課長
港湾局
総務課長
技術企画課長
北海道局
予算課長

「特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行について」
の一部改正について

今般、総合評価落札方式の運用については、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」（平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号）により行うこととされたところである。

これを踏まえ、「特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行について」（平

成24年6月11日付け国地契第12号、国官技第59号、国営管第110号、国営計第26号、国港総第268号、国港技第64号、国北予第13号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏無きよう措置されたい。

記

「特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行について」(平成24年6月11日付け国地契第12号、国官技第59号、国営管第110号、国営計第26号、国港総第268号、国港技第64号、国北予第13号)の一部を次のように改正する。

記1(1)中「高度技術提案型総合評価方式」を「技術提案評価型A型若しくは施工能力評価型又は高度技術提案型総合評価落札方式」に改める。

記2中「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号)又は「港湾空港等工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成17年10月27日付け国港総第263号、国港建第145号)の別添中3-4を「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」(平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号)の別添「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」2-7に改める。

附 則

この通知は、平成25年3月26日より施行する。